

藤枝市産学官連携推進センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市産学官連携推進センター条例（平成29年藤枝市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(利用許可の手続き)

第2条 条例第9条第1項前段の規定により条例第4条第1項第1号及び第2号の施設（以下「開放施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、藤枝市産学官連携推進センター利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、利用する日の属する月前3か月から行うものとする。ただし、指定管理者が認めるものについては、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、開放施設の利用を許可したときは、藤枝市産学官連携推進センター利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

(利用時間の延長)

第4条 開放施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、やむを得ない理由により許可を受けた時間を超えて開放施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可事項の変更)

第5条 利用者は、条例第9条第1項後段の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、藤枝市産学官連携推進センター利用許可変更申請書（第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、藤枝市産学官連携推進センター利用許可変更許可書（第4号様式。以下「変更許可書」という。）を交付する。

(利用料金の減額又は免除)

第6条 条例第12条に規定する利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

(1) 市が主催で利用する場合 全額免除

(2) 社会福祉関係団体が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に事業を実施する場合 全額免除

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に

規定する障害者及び障害児並びにこれらの者と同数以内の介助者が利用する場合 全額免除

- (4) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条に規定する大学が教育研究を行い、又はその成果を広く社会に提供することを目的に利用する場合 全額免除

2 前項各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、所定の利用料金の全額免除又は 50 パーセントに相当する額を減額することができる。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第 7 条 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、藤枝市産学官連携推進センター利用料金減免申請書（第 5 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用許可の取消しの申出）

第 8 条 条例第 13 条第 2 号に規定する規則で定める期日は、利用日の前 7 日とする。

2 利用者が、その許可の取り消しを申し出ようとするときは、藤枝市産学官連携推進センター利用許可取消申出書（第 6 号様式）に許可書又は変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第 9 条 条例第 13 条ただし書きの規定による既納の利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 13 条第 1 号に該当するとき 全額
- (2) 条例第 13 条第 2 号に該当するとき 全額又は一部

（利用者の遵守事項）

第 10 条 産学官連携推進センター（以下「センター」という。）の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 利用する施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理人を置くこと。
- (4) 利用の際、許可書又は変更許可書を携帯し、指定管理者の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (5) センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管

理者に届け出ること。

- (6) 利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検をうけること。
- (7) 次条各号に規定する行為を遵守すること。
- (8) 入場者に次条各号に規定する行為を遵守させること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第 1 1 条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けないで寄付金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(市長がセンターの管理運営を行う場合の読替え)

第 1 2 条 センターの管理運営を市長が行う場合にあつては、次の表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 2 条から第 8 条まで、 第 1 0 条及び第 1 1 条	指定管理者	市長
第 6 条、第 7 条及び第 9 条	利用料金の	使用料の

(補足)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 4 号様式（第 5 条関係）

藤枝市産学官連携推進センター利用許可変更許可書

変更許可番号	
--------	--

(あて先) _____ 様 _____ 名称 _____ 代表者氏名	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 印
_____ 年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった藤枝市産学官連携推進センターの利用許可の変更について、次のとおり許可します。	

許可年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	許可番号	
	変更前	変更後	
利用日時			
行事名			
行事内容			
利用場所	活動交流スペース (_____ m ²) セミナールーム (全面・半面)	活動交流スペース (_____ m ²) セミナールーム (全面・半面)	
持ち込み備品 特別設備等			
予定利用人数			
利用料金 (使用料)	_____ 円 (A)	_____ 円 (B)	
利用料金差額 の納付額	(B) - (A) = _____		_____ 円

第6号様式（第8条関係）

藤枝市産学官連携推進センター利用許可取消申出書

		申請番号	
		年 月 日	
(あて先)		様	
		住所(所在地)	
		申請者 団体名	
		氏名(代表者氏名) 印	
		電話	
<p>藤枝市産学官連携推進センターの利用許可の取消しを受けたいので、藤枝市産学官連携推進センター条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。</p>			
許可年月日	年 月 日	許可番号	
利用日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分から	午前・午後 時 分まで
既納の利用料金	円		
行事名			
行事内容			
利用場所	セミナールーム (全面・半面) 活動交流スペース (m ²)		
取消申出の理由			

※ この申出書は、藤枝市産学官連携推進センター利用許可書又は変更許可書を添付し提出すること。